

本研修は研修義務化対象講座です（2単位）

2021年（令和3年）11月11日

大阪弁護士会会員 各位

近畿弁護士会連合会
理事長 今川 忠
同 大阪高等裁判所の民事控訴審の運用改善についての協議会
座長 阿多 博文

控訴審の実務に関する講演会のご案内

当協議会は毎年、大阪高等裁判所と民事控訴審の審理充実に関する意見交換会を開催し、その結果を近弁連会報に掲載する等して広報をしておりますが、更に、控訴審における現在の実務について会員に周知すべく、講演会を企画いたしました。

講師に大阪高等裁判所（第3民事部）の石原稚也部総括判事を迎え、控訴審の手続について解説、大阪高裁における控訴審の事件処理の実情についてご紹介をいただきますので、会員各位におかれましては、是非とも事前申込の上、ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

なお、完全事前申込制のため、ご参加いただける場合は、12月7日（火）までに下記の参加申込URLからお申込下さいますようお願い申し上げます。

記

日時：2021年（令和3年）12月10日（金）午後6時から午後8時
場所：大阪弁護士会館 2階201・202・203・204会議室
内容：控訴審の実務
講師：石原 稚也 裁判官（大阪高等裁判所 第3民事部総括判事）

継続研修に関するご注意

【定員】 先着180名

【申込期限】 令和3年12月7日（火）まで（ただし、定員に達した時点で締め切ります。）

※会場の使用定員が決まっておりますので、事前申込後に参加できなくなった場合は、上記期限までに担当事務局へご連絡をお願いいたします。

【参加方法】 完全事前申込制

※新型コロナウイルス感染防止のため、会場の利用人数に制限があることから、本研修は、事前に申込のない方は参加（入場）できませんので、予めご了承ください。事前の申込のない方は、eラーニングにより受講してください。

【参加申込URL】

https://www.osakaben.or.jp/web/entry/p_form.php?id=id_6180f626b8a0e



【参加にあたってのご協力をお願い】

参加される際は必ずマスクの着用をお願いいたします。当日は、入室前に、受付にて、消毒用アルコールによる手指の消毒及び検温をしていただきます。検温の結果、37.5℃以上の発熱がある方、体調不良の方については、参加をお控えいただくこととなりますので、予めご了承ください。

※ご不明な点等がございましたら、本研修担当事務局（大阪弁護士会委員会部司法課 小松 TEL06-6364-1681）までお問合せください。

- | |
|---|
| <p>注</p> <ul style="list-style-type: none">・ 図書利用カードをお持ちください。・ 入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。・ 開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場（研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く）、
研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんので
ご注意ください。なお、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。 |
|---|

以上